

入院時の食事代等の変更について

2026年6月1日(月)から

今般の食材費および光熱水費の高騰等を踏まえ、厚生労働省の制度改正により、入院時の食事代および光熱水費の標準負担額が見直されることとなりました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



1 食事代の自己負担額 (1食あたり)

	改定前		改定後 (2026年6月1日~)
一般	510円	➔	550円
低所得者Ⅱ 過去12か月の入院日数が90日以内	240円	➔	270円
低所得者Ⅱ ※ 過去12か月の入院日数が90日超	190円	➔	220円
低所得者Ⅰ	110円	➔	130円
指定難病患者	300円	➔	330円

※ 非課税世帯の入院日数が、直近の12か月間で90日を超えており、市役所等で認定を受けた場合

2 居住費 (光熱水費) の自己負担額 (1日あたり・療養型病棟入院のみ)

区分	改定前		改定後 (2026年6月1日~)
一般の方	370円	➔	430円
指定難病の方等	0円	➔	0円 (据え置き)

お願い

- ✓ 本改定は、全国の医療機関共通の制度変更によるものであり、当院独自の判断による値上げではございません。
- ✓ ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



阪和第二住吉病院

問い合わせ先

1階受付窓口 (医事課)

☎ 06-4701-6671

受付時間

9:00~17:00

(日祝対応不可)